

日の里7丁目町内会規約細則

- 第1条** 1. 規約第9条に定める町内会費は、月額次の通りとする。
- | | |
|------------------|----------|
| 町内活動費 | 355円(附4) |
| 7丁目公民館及びつどいの家運営費 | 65円(附4) |
| 7丁目公民館補修引当金 | 80円(附8) |
2. 会費は転入の翌月より徴収し、転出で会費の過徴収がある場合は、転出月の翌月の分から払い戻すものとする。
3. 会費は5月(4・5・6・7・8・9月分)、10月(10・11・12・1・2・3月分)に各組長が徴収をおこなう。

- 第2条** 1. 規約第10条4項に定める役員の活動手当は、年額で次の通りとする。
(附8)

町内会長	50,000円(附3、附7)
副会長	25,000円(附7)
会計	20,000円
専門部長	15,000円
書記	10,000円
ブロック長	5,000円(附7)
組長	10,000円(附3、附5、附6)
行動費(会長・副会長・会計)	4,000円(附1)
行動費(書記)	3,000円(附1)
配布物担当者(担当組長)	5,000円 (附2、附3、附7、附8)
ホームページ担当者	3,000円(附8)
会計監査	2,000円

2. 臨時役職を設け、手当が必要である時は上記金額を勘定して役員会で定めることができる。
3. 総会議長に対しては、3,000円の謝礼を支払う。

- 第3条** 地区外の教育機関、並びにその他の行事に対しては、役員会で必要と認めた場合支出することができる。

- 第4条** 町内会の葬儀にあたっては、香華料を供える。

①世帯主及び配偶者の場合	5,000円
②同居家族の場合	3,000円

- 第5条** 町内会住民の新生児出産にあたっては、祝金を送る(附8)

①世帯主及び配偶者の場合	5,000円
②同居家族の場合	3,000円

第6条 会計は次の基準による。(附8)

補修引当金は、公民館の再建築資金、補修維持管理費、備品の購入時に当てるために、原則として每期適正額を計上しなければならない。

その適正額は、第1条の町内会費内訳に規定する。

補修引当金は、その用途が合目的であるかぎりにおいて、役員会の3/4以上の賛成によって、取崩すことができる。

【改訂経過】

附則1 第2条に定める役員の手当てに、昭和60年4月1日より追加。

行動費(会長・副会長・会計)	4,000円
行動費(書記)	3,000円
	(平成3年より支払い)

附則2 第2条に定める役員の手当てを、平成4年4月1日より改訂。

配布物(担当組長)	3,000円
-----------	--------

附則3 第2条に定める役員の手当てを、平成5年4月1日より改訂。

	従前	改正
町内会長	20,000円	30,000円
組長	2,000円	3,000円
配布物(担当組長)	3,000円	4,000円

附則4 第1条に定める町内会費の内訳を、平成5年7月1日より改訂。

	従前	改正
町内活動費	250円	400円
7丁目公民館及びつどいの家運営費	40円	65円
7丁目公民館負担金	400円	0円
地区公民館負担金	30円	30円
老人憩いの家負担金	5円	5円

附則5 第2条に定める役員の手当てを、平成6年4月1日より改訂。

	従前	改正
組長	3,000円	5,000円

附則6 第2条に定める役員の手当てを、平成8年4月1日より改訂。

	従前	改正
組長	5,000円	10,000円

附則7 第1条第2項に定める町内会費の徴収を、年4回から5月・10月の年2回の徴収に改訂し、また、第2条に定める役員の手当てを

	従前	改正
町内会長	30,000円	50,000円
副会長	18,000円	25,000円
配布物担当者（書記・担当組長）		
	4,000円	5,000円
ブロック長	4,000円	5,000円

に改訂し、平成11年4月1日より施行する。

附則8

- ・ 第1条1項の地区公民館負担金 30円、及び老人憩いの家負担金 5円を廃し、「7丁目公民館補修引当て金 80円」を追加する。
- ・ 第2条1項の規約10条3項を「第10条4項」に改める。
- ・ 同 配布物担当者（書記、担当組長）の内、「書記」を外す。
- ・ 同 「ホームページ担当者と手当3,000円」を追加挿入する。
- ・ 同 3. 項「総会議長に対しては、3,000円の謝礼を支払う」を追加する。
- ・ 第5条に「町内会住民の新生児出産」にあたっては、祝金を贈る。①世帯主及び配偶者の場合 5,000円 ②同居家族の場合 3,000円」を新設する。
- ・ 「第6条 会計は次の基準による。補修引当金は、公民館の再建築資金、補修維持管理、備品の購入等にあてるために、原則として每期適正額を計上しなければならない。その適正額は、第1条の町内会費内訳に規定する。補修引当金は、その用途が合目的である限りにおいて、役員会の、役員の3/4以上の賛成によって、取崩すことができる。」を新設する。

平成17年4月1日より施行する。